



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則 [環境局業務課] 3018

## 訓令

▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局組織制度課] 3021

▽契約事務手続規程の一部を改正する訓令 [行財政局契約監理課] 3033

## 告示

▽神戸市立図書館の開館時間の変更 [文化スポーツ局中央図書館総務課] 3038

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (池田南部自治会連合会) [企画調整局つなぐラボ] 3038

▽神戸高齢者総合ケアセンター駐車場駐車料金の徴収事務の委託 [福祉局高齢福祉課] 3039

▽神出山田自転車道シェアサイクル事業に係る使用料徴収業務の委託 [建設局道路計画課] 3039

▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 [福祉局障害者支援課] 3039

▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 3043

▽生活保護法等による指定医療機関の名称の変更 [福祉局保護課] 3044

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 3045

▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 3045

▽生活保護法等による指定施術者の名称の変更 [福祉局保護課] 3046

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 3047

▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課] 3047

▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 3048

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の休止 [福祉局保護課] 3049

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 3050

▽指定代理納付者の指定 (三井住友カード株式会社) [企画調整局デジタル戦略部] 3050

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 尻池南1号線他) [建設局道路管理課] 3051

## 公告

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (新港第3突堤屋外照明設備他改修工事) [行財政局契約監理課] 3052

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (竜が台中学校運動場改修工事) [行財政局契約監理課] 3054

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (真陽小学校昇降機設置及び外壁改修他工事) [行財政局契約監理課] 3056

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (玉津南公民館便所改修工事) [行財政局契約監理課] 3059

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (須磨海岸資材倉庫改築工事) [行財政局契約監理課] 3061

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (青木住宅とりこわし及び敷地整備工事) [行財政局契約監理課] 3064

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (令和3年度北管内舗装補修工事その1) [行財政局契約監理課] 3066

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (須磨多聞線(つつじが丘)舗装補修工事) [行財政局契約監理課] 3068

▽簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結 (東遊園地再整備工事(その1)) [行財政局契約監理課] 3071

▽神戸フィッシャリーナ施設運営等事業実施方針の公表 [経済観光局農水産課] 3074

▽有料公園(布引公園)供用時間の変更 [建設局公園部管理課] 3075

|   |      |
|---|------|
| ▽農用地利用集積計画の決定（一般）<br>[農業委員会事務局]                                   | 3075 |
| ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）<br>[農業委員会事務局]                                | 3082 |
| ▽大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出（ホームセンターコーナン名谷店）<br>[経済観光局経済政策課]            | 3085 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（駒ヶ林自治会館解体撤去工事）<br>[行財政局契約監理課]             | 3086 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（星陵台舞子坂線街路築造工事（その5））他<合併入札><br>[行財政局契約監理課] | 3088 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（上筒井小学校こどもひろば整備工事）<br>[行財政局契約監理課]          | 3091 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（番町住宅38・39号棟外壁改修他工事）<br>[行財政局契約監理課]        | 3094 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（大田東住宅外壁改修他工事）<br>[行財政局契約監理課]              | 3096 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（御菅第三住宅外壁改修他工事）<br>[行財政局契約監理課]             | 3098 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（灘里119号線他災害復旧工事）<br>[行財政局契約監理課]            | 3101 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（有野六甲線道路防災対策工事（18工区））<br>[行財政局契約監理課]       | 3103 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（垂水処理場本場生汚泥ポンプ他機械設備工事）<br>[行財政局契約監理課]      | 3106 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（駒ヶ林中学校プール整備電気設備工事）<br>[行財政局契約監理課]         | 3108 |
| ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（消防ヘリコプターエンジン購入）<br>[行財政局契約監理課]            | 3110 |
| ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（消防ヘリコプターメイン・トランスミッション購入）<br>[行財政局契約監理課]   | 3111 |
| ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（東部市場日常・定期清掃業務）<br>[行財政局契約監理課]                 | 3112 |
| ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（令和3年度小型タンク車（1台））<br>[行財政局契約監理課]         | 3116 |

|   |      |
|---|------|
| ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（普通貨物車キャブ付きシャーシA）<br>[行財政局契約監理課] | 3116 |
| ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（普通貨物車キャブ付きシャーシB）<br>[行財政局契約監理課] | 3117 |
| ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区山手8丁目）<br>[都市局指導課]                      | 3118 |
| ▽都市公園の設置（吉田町東公園ほか）<br>[建設局公園部管理課]                         | 3118 |
| ▽王子動物園・王子公園駐車場の臨時供用<br>[建設局王子動物園]                         | 3119 |
| ▽開発行為に関する工事の完了（西区玉津町）<br>[都市局指導課]                         | 3119 |
| ▽開発行為に関する工事の完了（西区平野町）<br>[都市局指導課]                         | 3119 |
| ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ホームセンターコーナン名谷店）<br>[経済観光局経済政策課]    | 3120 |
| ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ルッカ名谷）<br>[経済観光局経済政策課]             | 3122 |

## 水道局

|   |      |
|---|------|
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西舞子中層連絡管整備工事その2）<br>[水道局配水課]            | 3124 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（王子弓道場他水質自動監視装置更新工事）<br>[水道局施設課]         | 3127 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（垂水（星陵台3丁目）配水管取替工事その2）<合併入札><br>[水道局配水課] | 3129 |
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西（福地橋）水管橋鋼管工事）<br>[水道局配水課]              | 3132 |

## 交通局

|   |      |
|---|------|
| ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（護摩谷東側法面防災工事）<br>[交通局経営企画課]  | 3134 |
| ▽一般競争入札による契約の締結（交通局所管物件（緑が丘回転地跡）の売払い）<br>[交通局営業推進課] | 3136 |

## 監査委員

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| ▽包括外部監査人森山恭太の補助者<br>[監査事務局第1課] | 3139 |
|--------------------------------|------|

規 則

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第19号

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 神戸市手数料条例施行規則（平成12年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（手数料の徴収の時）</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1) 条例別表第1 3の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時 <u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者に納付させる</u></p> | <p style="text-align: center;">（手数料の徴収の時）</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1) 条例別表第1 3の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時</p> |

|   |                    |
|---|--------------------|
| <p><u>場合にあっては、粗大ごみの収集、運搬及び処分の申込みの時</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> | <p>(2)～(4) [略]</p> |
|---|--------------------|

第2条 神戸市手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後   | 第2条による改正前   |
|---|---|
| <p>(手数料の徴収の時)</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1) 条例別表第1 3の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>に納付させる場合にあっては、粗大ごみの収集、運搬及び処分の申込みの時）</p> | <p>(手数料の徴収の時)</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1) 条例別表第1 3の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>に納付させる場合にあっては、粗大ごみの収集、運搬及び処分の申込みの時）</p> |

(2)～(4) [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「一部改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる日（以下「第2号施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第2号施行日以後において、一部改正法附則第19条第2項の規定により、一部改正法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者に手数料を納付させる場合における第2条の規定による改正後の神戸市手数料条例施行規則第4条第1号の規定の適用については、同号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」とする。

|       |
|-------|
| 訓 令 甲 |
|-------|

訓令甲第6号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| （局長及び担当局長の専決事項）<br>第4条 [略]<br>局長及び担当局長共通専決事項<br>(1)～(11) [略]<br>企画調整局長専決事項<br>(1)～(3) [略]<br>企画調整局医療・新産業本部長<br>専決事項<br>[略]<br>行財政局長専決事項<br>(1)～(11) [略] | （局長及び担当局長の専決事項）<br>第4条 [略]<br>局長及び担当局長共通専決事項<br>(1)～(11) [略]<br>企画調整局長専決事項<br>(1)～(3) [略]<br>企画調整局医療・新産業本部長<br>専決事項<br>[略]<br>行財政局長専決事項<br>(1)～(11) [略] |

行財政局担当局長専決事項

(1) 別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関する  
こと（予備費の使用又は契約事務  
手続規程（昭和39年5月訓令甲第  
6号）第2条に規定する経理契約  
（以下「経理契約」という。）に  
関する事項を所掌する担当局長に限  
る。）。

(2) 別表第2に定める行財政局担当  
局長の決裁区分に属する事項に  
関すること（予備費の使用又は経理  
契約に関する事項を所掌する担当  
局長に限る。）。

行財政局担当局長（資産活用担  
当）専決事項

(1)～(5) [略]

文化スポーツ局長専決事項

(1)～(9) [略]

福祉局長専決事項

(1)～(17) [略]

健康局長専決事項

(1)～(30) [略]

健康局担当局長（保健企画担  
当）専決事項

別表第1に定める特定担当局長の決  
裁区分に属する事項に関する  
こと。

こども家庭局長専決事項

(1)～(8) [略]

環境局長専決事項

(1)～(7) [略]

経済観光局長専決事項

(1)～(12) [略]

建設局長専決事項

(1)～(25) [略]

行財政局担当局長（資産活用担  
当）専決事項

(1)～(5) [略]

文化スポーツ局長専決事項

(1)～(9) [略]

福祉局長専決事項

(1)～(17) [略]

健康局長専決事項

(1)～(30) [略]

健康局担当局長（保健企画担  
当）専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所  
掌する担当局長の決裁区分に属する  
事項に関する  
こと。

こども家庭局長専決事項

(1)～(8) [略]

環境局長専決事項

(1)～(7) [略]

経済観光局長専決事項

(1)～(12) [略]

建設局長専決事項

(1)～(25) [略]

建設局湾岸・広域幹線道路本部長専決事項

[略]

都市局長専決事項

(1)～(8) [略]

都市局担当局長専決事項

[略]

都市局都心再整備本部長専決事項

[略]

建築住宅局長専決事項

(1)～(10) [略]

建築住宅局担当局長（設備担当）専決事項

[略]

港湾局長専決事項

(1)～(5) [略]

港湾局担当局長専決事項

[略]

（副局長専決事項）

第5条 [略]

副局長共通専決事項

(1)～(4) [略]

行財政局副局長専決事項

別表第2に定める行財政局副局長の  
決裁区分に属する事項に関する  
こと（予備費の使用又は契約事務  
手続規程（昭和39年5月訓令  
甲第6号）第2条に規定する  
経理契約（以下「経理契約」と  
いう。）に関する事項を所掌  
する副局長に限る。）。

都市局副局長専決事項

[略]

港湾局副局長専決事項

[略]

建設局湾岸・広域幹線道路本部長専決事項

[略]

都市局長専決事項

(1)～(8) [略]

都市局担当局長専決事項

[略]

都市局都心再整備本部長専決事項

[略]

建築住宅局長専決事項

(1)～(10) [略]

建築住宅局担当局長（設備担当）専決事項

[略]

港湾局長専決事項

(1)～(5) [略]

港湾局担当局長専決事項

[略]

（副局長専決事項）

第5条 [略]

副局長共通専決事項

(1)～(4) [略]

都市局副局長専決事項

[略]

港湾局副局長専決事項

[略]



次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1（第2条，第4条—第7条関係）

人事関係事務

|            |      |              |                |                |                  |                  |                    |              |              |          |    |
|------------|------|--------------|----------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|----------|----|
| 決裁区<br>副市長 | 行政局長 | 財政局長<br>財政局長 | 特担任局長<br>特担任局長 | 定担任局長<br>定担任局長 | 局及担任局長<br>局及担任局長 | 局副担任局長<br>局副担任局長 | 局人事給与課長<br>局人事給与課長 | 総務課長<br>総務課長 | 厚生課長<br>厚生課長 | 課長<br>課長 | 備考 |
| 決裁事項       |      |              |                |                |                  |                  |                    |              |              |          |    |

(注)

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長 局長，担任局長，企画調整局医療・新産業本部長，建設局湾岸・広域幹線道路本部長，都市局都心再整備本部長その他これらに準ずる者
- (2) 特定担任局長 行財政局担任局長，行財政局担任局長（資産活用担当），健康局担任局長（保健企画担当），建築住宅局担任局長（設備担当）及び港湾局担任局長
- (3) 部長 副局長，部長，室長，担任部長，第1類事業所長その他これらに準ずる者
- (4) 課長 課長，担任課長，課内室長，課内所長，第2類事業所長その他これらに準ずる者
- (5) 係長 係長，担任係長，第3類事業所長その他これらに準ずる者

改正後

別表第1（第2条，第4条—第7条関係）

人事関係事務

|            |      |              |                |                |                  |                  |                    |              |              |          |    |
|------------|------|--------------|----------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|----------|----|
| 決裁区<br>副市長 | 行政局長 | 財政局長<br>財政局長 | 特担任局長<br>特担任局長 | 定担任局長<br>定担任局長 | 局及担任局長<br>局及担任局長 | 局副担任局長<br>局副担任局長 | 局人事給与課長<br>局人事給与課長 | 総務課長<br>総務課長 | 厚生課長<br>厚生課長 | 課長<br>課長 | 備考 |
| 決裁事項       |      |              |                |                |                  |                  |                    |              |              |          |    |

(注)

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長 局長，担任局長，企画調整局医療・新産業本部長，建設局湾岸・広域幹線道路本部長，都市局都心再整備本部長その他これらに準ずる者
- (2) 特定担任局長 行財政局担任局長（資産活用担当），健康局担任局長（保健企画担当），建築住宅局担任局長（設備担当）及び港湾局担任局長
- (3) 部長 副局長，部長，室長，担任部長，第1類事業所長その他これらに準ずる者
- (4) 課長 課長，担任課長，課内室長，課内所長，第2類事業所長その他これらに準ずる者
- (5) 係長 係長，担任係長，第3類事業所長その他これらに準ずる者

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える









|     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| [略] |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| もの  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| の   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |



## 附 則

この訓令は、令和3年7月20日から施行し、この訓令による改正後の神戸市長の権限に属する事務の専決規程の規定は、同月1日から適用する。

## 訓令甲第7号

庁中一般  
区役所  
事業所

契約事務手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月20日

神戸市長 久 元 喜 造

契約事務手続規程の一部を改正する訓令

契約事務手続規程(昭和39年5月訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(完成検査の結果報告等)</p> <p>第30条 検査員は、完成検査を行つた結果、合格と認めたときは、速やかに、<u>前条の規定により提出させた履行届に検査合格年月日その他の必要事項を記載し、並びに検査員及び立会人が記名押印した検査合格報告書を作成するものとし、並びに主管課長は、作成された書類を主管課において保存するものとする。ただし、</u></p> | <p>(完成検査の結果報告等)</p> <p>第30条 検査員は、完成検査を行つた結果、合格と認めたときは、速やかに、<u>検査合格報告書(様式第25号の3)</u>(前条の規定により提出させた履行届が履行届(様式第29号)による場合にあつては、<u>検査合格報告書(様式第29号)</u>)を作成するものとし、<u>及び主管課長は、作成された書類を主管課において保存するものと</u></p> |

検査員が必要と認めた場合は、検査合格報告書（様式第25号の3）（前条の規定により提出させた履行届が履行届（様式第29号）による場合にあっては、検査合格報告書（様式第29号））によることができる。

2, 3 [略]

（納入検査の結果報告等）

第32条 物品検査員は、納入検査を行った結果、合格と認めたときは、速やかに、前条の規定により提出させた納品書に検査合格年月日その他の必要事項を記載し、並びに検査員及び立会人が記名押印した納品検査調書を作成するものとする。ただし、検査員が必要と認めた場合は、納品検査調書（様式第25号の3）（前条の規定により提出させた納品書が納品書（様式第29号）による場合にあっては、検査調書（様式第29号））によることができる。

2 [略]

3 前2項の規定による書類の作成（いずれも消耗品調達システムにより発注を行った物品購入契約に係るものに限る。）は、物品検査員が納入検査の結果を消耗品調達システムに記録する方法により行うことがで

する。

2, 3 [略]

（納入検査の結果報告等）

第32条 物品検査員は、納入検査を行った結果、合格と認めたときは、速やかに、納品検査調書（様式第25号の3）（前条の規定により提出させた納品書が納品書（様式第29号）による場合にあっては、検査調書（様式第29号））を作成するものとする。

2 [略]

3 前2項の規定による書類の作成（いずれも消耗品調達システムにより発注を行った物品購入契約に係るものに限る。）は、物品検査員が納入検査の結果を消耗品調達システムに記録する方法により行うことがで

きるものとする。この場合において、消耗品調達システムに記録する方法により行われた書類の作成については、書面等（神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）第2条第3号に規定する書面等をいう。）により行われたものとみなして、この訓令の規定を適用する。

4 [略]

（帳票等の様式）

第34条 [略]

2 [略]

3 この訓令において書面等（神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第2条第3号に規定する書面等をいい、第30条第1項本文の規定により作成する検査合格報告書、第32条第1項本文の規定により作成する納品検査調書並びに第1項第25号、第26号及び第30号に規定する帳票及び書類を除く。以下同じ。）により作成又は保存を行うこととされているものについては、当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる

きるものとする。この場合において、消耗品調達システムに記録する方法により行われた書類の作成については、書面等により行われたものとみなして、この訓令の規定を適用する。

4 [略]

（帳票等の様式）

第34条 [略]

2 [略]

3 この訓令において書面等（神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）第2条第3号に規定する書面等をいい、第1項第25号、第26号及び第30号に規定する帳票及び書類を除く。以下同じ。）により作成又は保存を行うこととされているものについては、当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により

記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。この場合において、当該電磁的記録により行われた作成又は保存については、書面等により行われたものとみなしてこの訓令の規定を適用する。

4, 5 [略]

行うことができる。この場合において、当該電磁的記録により行われた作成又は保存については、書面等により行われたものとみなしてこの訓令の規定を適用する。

4, 5 [略]

様式第12号中

|   |  |   |
|---|--|---|
| ⑨前払率(小数点以下2位まで(第3位切り上げ))(当該年度の③/(当該年度の②-⑤)) |  |   |
| ⑩当該年度前払分控除額 ((⑥-前年度までの②の計-⑤) × ⑨)           |  | 円 |
| ⑪部分払金額 (⑦-⑧-当該年度の④-⑩)                       |  | 円 |
| ⑫支払可能額 (当該年度の①-当該年度の③-当該年度の④)               |  | 円 |
| ⑬今回支払額 (⑪>⑫の場合は, ⑫)                         |  | 円 |

を

|  |  |   |
|--|--|---|
| ⑨当該年度前払分控除額<br>( (⑥-前年度までの②の計-⑤) × (当該年度の③/(当該年度の②-⑤))<br>(小数点以下切捨て) |  | 円 |
| ⑩部分払金額 (⑦-⑧-当該年度の④-⑨)  |  | 円 |
| ⑪支払可能額 (当該年度の①-当該年度の③-当該年度の④)  |  | 円 |
| ⑫今回支払額 (⑩>⑪の場合は, ⑪)  |  | 円 |

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年7月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の契約事務手続規程（以下「改正後の訓令」という。）第30条第1項、第32条第1項及び様式第12号の規定は、この訓令の施行の日以後に作成する改正後の訓令第30条第1項の規定による検査合格報告書、改正後の訓令第32条第1項の規定による納品検査調書及び改正後の訓令様式第12号について適用する。

|     |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

**神戸市告示第301号**

神戸市立図書館について、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）第3条第2項の規定により、令和3年7月12日（月）から当面の間、神戸市立三宮図書館の開館時間を次のとおり変更する。

令和3年7月16日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 開館時間の変更**

午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

**神戸市告示第327号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

池田南部自治会連合会

**(2) 主たる事務所**

神戸市長田区大道通4丁目1番地の7

**(3) 代表者の氏名**

小倉 敏聖

**(4) 代表者の住所**

神戸市長田区大道通4丁目1番地の7

**2 変更があつた事項及びその内容****(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市長田区御船通5丁目6番地の21」を「神戸市長田区大道通4丁目1番地の7」に改める。

**(2) 代表者の氏名**

「西田 幸広」を「小倉 敏聖」に改める。

**(3) 代表者の住所**

「神戸市長田区御船通5丁目6番地の21」を「神戸市長田区大道通4丁目1番地の7」に改める。

**3 変更の年月日**

令和3年5月29日

---

### 神戸市告示第328号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定により、神戸高齢者総合ケアセンター駐車場管理委託業務における駐車料金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズ24グループ

代表者 タイムズ24株式会社

代表取締役社長 西川 光一

2 委託年月日

令和3年4月1日

---

### 神戸市告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神出山田自転車道シェアサイクル事業における使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市北区谷上東町1番1号

株式会社神鉄コミュニティサービス

代表取締役 近藤 恭彦

2 委託期間

令和3年5月31日から令和4年1月31日まで

---

### 神戸市告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月3日



神戸市長 久元 喜造

## 1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

| 指定年月日    | 名 称                     | 担当する<br>医療の種類 | 所 在 地  |
|----------|-------------------------|---------------|--|
| 令和3年7月1日 | 松井整形外科クリニック(更生医療のみ)     | 整形外科          | 神戸市須磨区大池町5丁目16番8号<br>幸学ビル2F                    |
| 令和3年7月1日 | よしだ内科診療所                | 腎臓            | 神戸市西区春日台3丁目3番20号                               |
| 令和3年7月1日 | 医療法人社団 高倉<br>整形外科クリニック  | 整形外科          | 神戸市灘区徳井町5丁目4番21号                               |
| 令和3年7月1日 | 医療法人社団慈恵会<br>新須磨透析クリニック | 腎臓            | 神戸市須磨区衣掛町4丁目2番20号                              |
| 令和3年7月1日 | 医療法人社団十善会<br>野瀬病院       | 腎臓<br>整形外科    | 神戸市長田区二葉町5丁目1番36号                              |
| 令和3年7月1日 | プラザ薬局 JR摩耶<br>駅前店       | 薬局            | 神戸市灘区灘北通5丁目9番1号JR<br>摩耶駅NKビルJR摩耶クリニックモ<br>ール1階 |
| 令和3年7月1日 | ゴダイ薬局 玉津新<br>方店         | 薬局            | 神戸市西区玉津町新方332番地の8                              |
| 令和3年7月1日 | アルカキャンパスス<br>クエア薬局      | 薬局            | 神戸市西区学園西町1丁目4番地キ<br>ャンパススクエア専門店1階 店舗<br>番号526  |
| 令和3年7月1日 | フタツカ薬局 井吹<br>西店         | 薬局            | 神戸市西区井吹台西町4丁目4番4<br>号                          |
| 令和3年7月1日 | スギ薬局 六甲道調<br>剤店         | 薬局            | 神戸市灘区永手町2丁目1番5号                                |
| 令和3年7月1日 | ウエルシア薬局<br>神戸伊川谷北別府店    | 薬局            | 神戸市西区北別府5丁目1番3号                                |
| 令和3年7月1日 | あなたの街の薬局<br>神戸元町店       | 薬局            | 神戸市中央区元町通4丁目6番2号<br>アーバネックスみなと元町Ⅱ1階            |
| 令和3年7月1日 | ウエルシア薬局<br>神戸北八多店       | 薬局            | 神戸市北区八多町中231番地の1                               |
| 令和3年7月1日 | 調剤薬局ルーカス                | 薬局            | 神戸市北区道場町日下部1664番地ア<br>ネックスビル101                |
| 令和3年7月1日 | サンビル調剤薬局                | 薬局            | 神戸市東灘区本山南町9丁目7番26<br>号サンビルディング1階               |

|          |                      |    |   |
|----------|----------------------|----|---|
| 令和3年7月1日 | 薬局レオファーマシ<br>一朝日病院前店 | 薬局 | 神戸市長田区房王寺町3丁目6番13<br>号1階                          |
| 令和3年7月1日 | 本山ゆーあい薬局             | 薬局 | 神戸市東灘区田中町1丁目11番20号<br>こまつグリーンビルディング1階             |
| 令和3年7月1日 | スマイル薬局               | 薬局 | 神戸市垂水区五色山3丁目5番21号<br>五色山コンフォート1階                  |
| 令和3年7月1日 | ポラリス調剤薬局<br>高倉台店     | 薬局 | 神戸市須磨区高倉台4丁目2番6号<br>高倉台近隣センター内独立店舗A棟<br>店舗番号1号    |
| 令和3年7月1日 | 鯉川中央薬局               | 薬局 | 神戸市中央区北長狭通3丁目7番3<br>号                             |
| 令和3年7月1日 | 御影ゆーあい薬局             | 薬局 | 神戸市東灘区御影山手1丁目4番9<br>号                             |
| 令和3年7月1日 | 浩征薬局                 | 薬局 | 神戸市東灘区田中町4丁目6番7号<br>ハイマート東灘108                    |
| 令和3年7月1日 | ピープル薬局学園都<br>市       | 薬局 | 神戸市西区学園西町1丁目1番2号<br>神戸学園都市ビル3E                    |
| 令和3年7月1日 | こもれび薬局               | 薬局 | 神戸市中央区旭通4丁目1番2号2<br>-104                          |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 山の<br>街店      | 薬局 | 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷42<br>番1                           |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 有野<br>店       | 薬局 | 神戸市北区有野町有野1243番地の1                                |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 から<br>と店      | 薬局 | 神戸市北区唐櫃台2丁目2番16号                                  |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 箕谷<br>店       | 薬局 | 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷41<br>番地の4                         |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 長田<br>店       | 薬局 | 神戸市長田区長田町1丁目3番1号<br>サンドール長田南館111号                 |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 神鋼<br>店       | 薬局 | 神戸市中央区割塚通3丁目5<br>高架下山浜4号                          |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 六甲<br>道店      | 薬局 | 神戸市灘区森後町2丁目2番22号<br>アーバンライフ六甲106号                 |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 向洋<br>町店      | 薬局 | 神戸市東灘区向洋町中7丁目1番5<br>号 六甲アイランドウエストコート<br>11番街106号室 |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 住吉            | 薬局 | 神戸市東灘区住吉本町3丁目4番15                                 |

|          |                         |    |                              |
|----------|-------------------------|----|------------------------------|
|          | 川店                      |    | 号<br>インターメディックビル1階-2         |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 みかげ南店            | 薬局 | 神戸市東灘区御影本町4丁目9番17号           |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 御影店              | 薬局 | 神戸市東灘区御影中町1丁目7番20号 トラストイー御影  |
| 令和3年7月1日 | 阪神調剤薬局 魚崎店              | 薬局 | 神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番14号 松原ビル107号  |
| 令和3年7月1日 | ユタカ調剤薬局 神陵台店            | 薬局 | 神戸市垂水区神陵台2丁目3番15号 ひまわりビル1階   |
| 令和3年7月1日 | 本多聞さくら薬局                | 薬局 | 神戸市垂水区本多聞2丁目2番33号            |
| 令和3年7月1日 | 住吉グローバル薬局               | 薬局 | 神戸市東灘区住吉本町1丁目7番3-1 S.T.Yビル1階 |
| 令和3年7月1日 | 東御影グローバル薬局              | 薬局 | 神戸市東灘区御影中町1丁目6番13号           |
| 令和3年7月1日 | スターエール調剤薬局              | 薬局 | 神戸市垂水区星が丘1丁目4番22号 ラフィネ星が丘1階  |
| 令和3年7月1日 | スギ薬局 須磨北店               | 薬局 | 神戸市須磨区多井畑字東山ノ上13番地31         |
| 令和3年7月1日 | スギ薬局 本山南店               | 薬局 | 神戸市東灘区本山南町5丁目2番3号            |
| 令和3年7月1日 | スギ薬局 水道筋店               | 薬局 | 神戸市灘区水道筋5丁目2番4号              |
| 令和3年7月1日 | スギ薬局 東垂水店               | 薬局 | 神戸市垂水区東垂水町高丸762番地668         |
| 令和3年7月1日 | 妙法寺オリーブ薬局               | 薬局 | 神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石339番地の9        |
| 令和3年7月1日 | ウエルシア薬局 ステーションパーク垂水小束山店 | 薬局 | 神戸市垂水区小束山本町3丁目1番2号           |
| 令和3年7月1日 | アイン薬局 中山手通店             | 薬局 | 神戸市中央区中山手通7丁目5番10号 紺田ビル101号  |
| 令和3年7月1日 | アイン薬局 六甲店               | 薬局 | 神戸市灘区桜ヶ丘町3番23号               |
| 令和3年7月1日 | 生田川薬局                   | 薬局 | 神戸市中央区吾妻通6丁目4番17号 岩谷ハイツ1階    |
| 令和3年7月1日 | アネックス湊川訪問看護ステーション       | 訪看 | 神戸市北区南五葉6丁目10番12号            |

|          |                               |    |                                  |
|----------|-------------------------------|----|----------------------------------|
| 令和3年7月1日 | であい訪問看護ステーション                 | 訪看 | 神戸市西区中野2丁目12番地の8                 |
| 令和3年7月1日 | 医療法人社団仁有会ふれあい訪問看護センター         | 訪看 | 神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432番地の1          |
| 令和3年7月1日 | 訪問看護ステーション明芳                  | 訪看 | 神戸市須磨区大田町6丁目1番15号                |
| 令和3年7月1日 | MEINHAUS訪問看護ステーション            | 訪看 | 神戸市須磨区大手町6丁目2番11号                |
| 令和3年7月1日 | 訪問看護ステーション おてだま               | 訪看 | 神戸市北区唐櫃台2丁目19番14号                |
| 令和3年7月1日 | たまつ訪問看護ステーション                 | 訪看 | 神戸市西区持子3番3号 持子ビル202号             |
| 令和3年7月1日 | ジャスミン訪問看護ステーション               | 訪看 | 神戸市東灘区深江北町1丁目7番27号 西芦屋ローズプラザ1階A号 |
| 令和3年7月1日 | こうほく訪問看護ステーション                | 訪看 | 神戸市北区有野中町1丁目18番8号                |
| 令和3年7月1日 | 訪問看護・リハビリステーションわたぼうしWEST      | 訪看 | 神戸市西区井吹台西町3丁目18番6号               |
| 令和3年7月1日 | 訪問看護ステーション グリーンアップル中央         | 訪看 | 神戸市中央区東雲通1丁目6番10号 ライベス春日野202     |
| 令和3年7月1日 | ういるけあ訪問看護ステーション               | 訪看 | 神戸市長田区苅藻通3丁目7番4号                 |
| 令和3年7月1日 | コスモスケア訪問看護ステーション              | 訪看 | 神戸市中央区元町通4丁目6番20号1503            |
| 令和3年7月1日 | スマリンケアライフ株式会社 訪問看護ステーションてとて摩耶 | 訪看 | 神戸市中央区脇浜町2丁目11番14号 現代ビル1階        |
| 令和3年7月1日 | フェニックス訪問看護ステーション              | 訪看 | 神戸市西区岩岡町岩岡917番地の13               |

### 神戸市告示第331号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 名 称           | 所 在 地              | 指定年月日    |
|---------------|--------------------|----------|
| 訪問看護ステーションパリタ | 神戸市東灘区深江本町3丁目8番12号 | 令和3年7月1日 |

### 神戸市告示第332号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 名 称              | 所 在 地             | 変更年月日    |
|------------------|-------------------|----------|
| (新) さくら薬局 兵庫駅南通店 | 神戸市兵庫区駅南通2丁目2番30号 | 令和3年7月1日 |
| (旧) ミナミファーマシー薬局  |                   |          |
| (新) さくら薬局 兵庫駅前店  | 神戸市兵庫区駅南通1丁目2番34号 | 令和3年7月1日 |
| (旧) アルバ薬局 兵庫駅前店  |                   |          |
| (新) さくら薬局 新長田駅前店 | 神戸市長田区松野通2丁目2番34号 | 令和3年7月1日 |
| (旧) アルバ薬局 新長田店   |                   |          |
| (新) さくら薬局 神戸相生店  | 神戸市中央区相生町5丁目16番8号 | 令和3年7月1日 |
| (旧) 相生薬局         |                   |          |
| (新) さくら薬局 神戸布引店  | 神戸市中央区布引町3丁目1番7号  | 令和3年7月1日 |

|                 |                   |          |
|-----------------|-------------------|----------|
| (旧) アルバ薬局 三宮店   |                   |          |
| (新) さくら薬局 神戸駅西店 | 神戸市中央区相生町4丁目7番21号 | 令和3年7月1日 |
| (旧) 陽薬局 神戸店     |                   |          |

### 神戸市告示第333号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 名称                | 所在地               | 廃止年月日     |
|-------------------|-------------------|-----------|
| キリン堂調剤薬局ステップガーデン店 | 神戸市北区藤原台中町1丁目4番1号 | 令和3年6月30日 |

### 神戸市告示第334号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

#### 1 柔道整復師

| 施術所の名称  | 施術者の氏名 | 施術所の所在地            | 指定年月日    |
|---------|--------|--------------------|----------|
| みらい接骨院  | 田中 康平  | 神戸市東灘区本山北町3丁目5番15号 | 令和3年6月1日 |
| こう鍼灸接骨院 | 近藤 幸路  | 神戸市北区有野中町2丁目16番5号  | 令和3年7月1日 |

#### 2 あん摩マッサージ師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------|---------|-------|
|--------|--------|---------|-------|

|                             |       |                     |          |
|-----------------------------|-------|---------------------|----------|
| だいきち鍼灸マッ<br>サージ治療院          | 石田 大輝 | 神戸市須磨区東町1丁目1番20号    | 令和3年7月1日 |
| フレアス在宅マッ<br>サージ神戸東灘区<br>施術所 | 中村 恵美 | 神戸市東灘区御影本町2丁目14番13号 | 令和3年7月1日 |

## 3 はりきゅう師

| 施術所の名称                      | 施術者の氏名 | 施術所の所在地             | 指定年月日     |
|-----------------------------|--------|---------------------|-----------|
| だいきち鍼灸マッ<br>サージ治療院          | 石田 大輝  | 神戸市須磨区東町1丁目1番20号    | 令和3年7月1日  |
| C a r e 整骨院                 | 西嶋 資裕  | 神戸市垂水区本多聞2丁目12番30号  | 令和3年6月30日 |
| こう鍼灸接骨院                     | 近藤 幸路  | 神戸市北区有野中町2丁目16番5号   | 令和3年7月1日  |
| フレアス在宅マッ<br>サージ神戸東灘区<br>施術所 | 中村 恵美  | 神戸市東灘区御影本町2丁目14番13号 | 令和3年7月1日  |

## 神戸市告示第335号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

## 1 あん摩マッサージ師

| 施術所の名称              | 施術者の氏名 | 施術所の所在地          | 変更年月日     |
|---------------------|--------|------------------|-----------|
| (新)天海針灸マッ<br>サージ治療院 | 稲垣 初穂  | 神戸市灘区曾和町1丁目4番23号 | 令和3年6月28日 |
| (旧)天海鍼灸マッ<br>サージ治療院 |        |                  |           |
| (新)天海針灸マッ<br>サージ治療院 | 西谷 美紀  | 神戸市灘区曾和町1丁目4番23号 | 令和3年6月28日 |
| (旧)天海鍼灸<br>マッサージ治療院 |        |                  |           |

## 2 はりきゅう師

| 施術所の名称              | 施術者の氏名 | 施術所の所在地          | 変更年月日     |
|---------------------|--------|------------------|-----------|
| (新)天海針灸マッ<br>サージ治療院 | 西谷 美紀  | 神戸市灘区曾和町1丁目4番23号 | 令和3年6月28日 |
| (旧)天海鍼灸マッ<br>サージ治療院 |        |                  |           |

## 神戸市告示第336号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

## 1 あん摩マッサージ師

| 施術所の名称             | 施術者の氏名 | 施術所の所在地          | 廃止年月日     |
|--------------------|--------|------------------|-----------|
| だいきち鍼灸マッ<br>サージ治療院 | 石田 大輝  | 神戸市長田区庄山町3丁目2番7号 | 令和3年6月30日 |

## 2 はりきゅう師

| 施術所の名称             | 施術者の氏名 | 施術所の所在地          | 廃止年月日     |
|--------------------|--------|------------------|-----------|
| だいきち鍼灸マッ<br>サージ治療院 | 石田 大輝  | 神戸市長田区庄山町3丁目2番7号 | 令和3年6月30日 |

## 神戸市告示第337号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 当該指定にか | 当該指定にか | 介護事業者の | 介護事業者の主 | 指定年月日 | サービス種類 |
|--------|--------|--------|---------|-------|--------|
|        |        |        |         |       |        |



|            |                  |                |                      |          |        |
|------------|------------------|----------------|----------------------|----------|--------|
| かる介護事業所の名称 | かる介護事業所の所在地      | 名称             | たる事務所の所在地            |          |        |
| 訪問介護まにまに   | 神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号 | 合同会社カルティベイティング | 神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号106号 | 令和3年2月1日 | 訪問介護   |
| 居宅介護支援まにまに | 神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号 | 合同会社カルティベイティング | 神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号106号 | 令和3年2月1日 | 居宅介護支援 |

**神戸市告示第338号**

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 当該変更にかかる介護事業所の名称                        | 当該変更にかかる介護事業所の所在地 | 介護事業者の名称         | 介護事業者の主たる事務所の所在地  | 変更年月日    | サービス種類                |
|---|-------------------|------------------|-------------------|----------|-----------------------|
| (新) さくら薬局 兵庫駅南通店<br><br>(旧) ミナミファーマシー薬局 | 神戸市兵庫区駅南通2丁目2番30号 | クラフト株式会社         | 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 | 令和3年7月1日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| (新) さくら薬局 兵庫駅前店<br><br>(旧) アルバ薬局 兵庫駅前店  | 神戸市兵庫区駅南通1丁目2番34号 | さくら薬局株式会社        | 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 | 令和3年7月1日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| (新) さくら薬局 新長田駅前店                        | 神戸市長田区松野通2丁目2番34号 | さくら薬局株式会社<br>番1号 | 東京都千代田区丸の内1丁目1    | 令和3年7月1日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管    |

|                                  |  |           |                   |          |                                    |
|----------------------------------|--|-----------|-------------------|----------|------------------------------------|
| (旧) アルバ薬局 新長田店                   |  |           |                   |          | 理指導                                |
| (新) さくら薬局 神戸相生店<br>(旧) 相生薬局      | 神戸市中央区相生町5丁目16番8号                              | さくら薬局株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 | 令和3年7月1日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導              |
| (新) さくら薬局 神戸布引店<br>(旧) アルバ薬局 三宮店 | 神戸市中央区布引町3丁目1番7号                               | さくら薬局株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 | 令和3年7月1日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導              |
| (新) さくら薬局 神戸駅西店<br>(旧) 朝陽薬局 神戸店  | 神戸市中央区相生町4丁目7番21号                              | さくら薬局株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 | 令和3年7月1日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導              |
| デイサービス らしく1号館                    | (新) 神戸市兵庫区荒田町1丁目10番3号<br>(旧) 神戸市中央区山本通5丁目7番10号 | 株式会社コミクト  | 神戸市中央区筒井町3丁目2番25号 | 令和3年6月1日 | 通所介護 介護予防通所介護 地域密着型通所介護 介護予防通所サービス |

### 神戸市告示第339号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 当該休止にかかる介護事業所の名称 | 当該休止にかかる介護事業所の所在地  | 介護事業者の名称    | 介護事業者の主たる事務所の所在地   | 休止年月日      | サービス種類 |
|------------------|--------------------|-------------|--------------------|------------|--------|
| ケアパートナー伊川谷       | 神戸市西区伊川谷町有瀬797番地の1 | ケアパートナー株式会社 | 東京都品川区南大井6丁目20番14号 | 平成25年7月31日 | 居宅介護支援 |

神戸市告示第340号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

| 当該廃止にかかる介護事業所の名称  | 当該廃止にかかる介護事業所の所在地 | 介護事業者の名称       | 介護事業者の主たる事務所の所在地    | 廃止年月日     | サービス種類                |
|-------------------|-------------------|----------------|---------------------|-----------|-----------------------|
| キリン堂調剤薬局ステップガーデン店 | 神戸市北区藤原台中町1丁目4番1号 | 株式会社キリン堂       | 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5番36号 | 令和3年6月30日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| ケアステーションまりも兵庫     | 神戸市兵庫区荒田町1丁目9番4号  | 株式会社チャップ       | 兵庫県西宮市櫛塚町3番27号      | 令和3年6月30日 | 訪問介護 介護予防訪問介護         |
| 訪問介護まにまに          | 神戸市垂水区霞ヶ丘1丁目6番55号 | 合同会社カルティベイティング | 神戸市垂水区霞ヶ丘1丁目        | 令和3年1月31日 | 訪問介護 介護予防訪問介護         |
| 居宅介護支援まにまに        | 神戸市垂水区霞ヶ丘1丁目6番55号 | 合同会社カルティベイティング | 神戸市垂水区霞ヶ丘1丁目6番55号   | 令和3年1月31日 | 居宅介護支援                |

神戸市告示第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び神戸市会計規則（昭和39年3月

規則第81号) 第37条の2第1項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、告示する。

令和3年8月3日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者  
大阪府中央区今橋四丁目5番15号  
三井住友カード株式会社  
代表取締役社長 大西 幸彦
- 2 指定代理納付者に納入させる歳入  
キャッシュレス決済を利用して納付する証明書交付等申請にかかる手数料
- 3 指定代理納付者による代理納付を開始する日  
令和3年8月1日

#### 神戸市告示第342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年8月4日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年8月17日まで一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                      | 新旧別 | 延長<br>(メートル) | 幅員<br>(メートル)       |
|-------|--------|-------------------------|-----|--------------|--------------------|
| 市道    | 尻池南1号線 | 神戸市長田区浜添通4丁目<br>7番2地先から | 新   | 58.90        | 最大 5.70<br>最小 5.60 |
|       |        | 神戸市長田区浜添通4丁目<br>9番1地先まで | 旧   | 58.90        | 最大 5.40<br>最小 5.30 |
| 市道    | 尻池南5号線 | 神戸市長田区浜添通4丁目<br>5番2地先から | 新   | 26.80        | 最大 5.20<br>最小 5.00 |
|       |        | 神戸市長田区浜添通4丁目<br>5番2地先まで | 旧   | 26.80        | 3.70               |

## 公 告

## 神戸市公告第380号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 工 事 名 | 新港第3突堤屋外照明設備他改修工事                 |
| 工事場所  | 神戸市中央区新港町3 新港第3突堤                 |
| 完成期限  | 令和4年3月18日                         |
| 工事概要  | 屋外照明の改修及び変圧器盤の新設に伴う電気設備工事一式       |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。      |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 電気工事業に係る建設業の許可<br>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。   |
| 等級     | 電気一般A又はB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。  |
| その他    | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。<br>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 |

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～7月27日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年7月28日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年7月29日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

### 7 開札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年7月30日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

**神戸市公告第381号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 工 事 名 | 竜が台中学校運動場改修工事                     |
| 工事場所  | 神戸市須磨区竜が台4丁目1                     |
| 完成期限  | 令和4年2月28日                         |
| 工事概要  | 土工, グラウンド・コート整備工, 排水工             |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。      |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 土木工事業, 造園工事業又は舗装工事業に係る建設業の許可<br>ただし, 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。 |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「運動施設」を第1希望  |

|     |  |
|-----|--|
|     | 又は第2希望として登録していること。   |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | <p>令和3年7月16日（金）～8月3日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法



|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日(水) 午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日(木) 午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年8月6日(金) 午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第382号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 工事名  | 真陽小学校昇降機設置及び外壁改修他工事               |
| 工事場所 | 神戸市長田区二葉町1-5-5                    |
| 完成期限 | 令和4年3月15日                         |
| 工事概要 | 昇降機設置工事 一式, 外壁改修工事 一式             |
| 前払金  | 請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。      |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可<br>下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。   |
| 等級     | 建築一般A又はB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| その他    | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に</p> |

は「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～8月3日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

### 7 開札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年8月6日（金）午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第383号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 工事名  | 玉津南公民館便所改修工事                      |
| 工事場所 | 神戸市西区玉津町上池314                     |
| 完成期限 | 令和3年12月10日                        |
| 工事概要 | 便所改修工事，仮設便所設置工事，これらに伴う電気，機械設備工事   |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。      |
| その他  | この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可  |
| 等級     | 建築一般C又はD<br>ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| その他    | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 |

(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。

※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～7月27日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課  |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年7月28日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年7月29日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 日 時 | 令和3年7月30日（金）午前10時30分              |
| 方 法 | 開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行 |

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第384号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 須磨海岸資材倉庫改築工事                                |
| 工事場所 | 神戸市須磨区須磨浦通2丁目                               |
| 完成期限 | 令和4年2月28日                                   |
| 工事概要 | 倉庫新築工事，とりこわし工事，これらに伴う屋外付帯工事，電気設備工事，給水設備撤去工事 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。                |
| その他  | この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。           |

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 形態                    | 単独企業   |
| 建設業の許可                | 建築工事業に係る建設業の許可   |
| 等級                    | 建築一般B又はC<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。  |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 建築一般の総合点数が900点以上<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。  |
| その他                   | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～8月3日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

## 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

## 7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月6日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。



## 神戸市公告第385号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 青木住宅とりこわし及び敷地整備工事   |
| 工事場所 | 神戸市東灘区本山南町4丁目   |
| 完成期限 | 令和4年1月14日   |
| 工事概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>・鉄筋コンクリート造4階建 共同住宅 24戸 928.44㎡<br/>解体撤去処分（基礎、土間コンクリート共）（ポンプ室、駐輪場とも）</li><li>・外構<br/>解体撤去処分</li><li>・設備関係撤去処分<br/>既設埋設管（給水、汚水、ガス）撤去処分<br/>既設電気配線撤去処分</li><li>・解体撤去後、敷地整備工事</li></ul> |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。  |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。   |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 解体工事業に係る建設業の許可   |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。   |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 神戸市内に本店を有すること。</li><li>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</li><li>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<ul style="list-style-type: none"><li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li><li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li></ul></li><li>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<ul style="list-style-type: none"><li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に</li></ul></li></ul> |

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～7月27日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年7月28日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年7月29日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

### 7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年7月30日（金）午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第386号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 工 事 名 | 令和3年度北管内舗装補修工事その1                  |
| 工事場所  | 神戸市北区松が枝町1丁目他2箇所                   |
| 完成期限  | 令和3年12月17日                         |
| 工事概要  | 路面切削工・舗装工 13,220㎡                  |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。       |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 舗装工事業に係る建設業の許可<br>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 等級     | 舗装A又はB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。                  |

|      |  |
|------|--|
| 登録業種 | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望又は第2希望として登録していること。  |
| その他  | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 提出期間 | <p>令和3年7月16日（金）～8月3日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日(水) 午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日(木) 午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月6日(金) 午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第387号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 工 事 名 | 須磨多聞線(つつじが丘)舗装補修工事 |
|-------|--------------------|

|      |   |
|------|---|
| 工事場所 | 神戸市垂水区名谷町字阿弥陀坊～下畑町字小川                                       |
| 完成期限 | 令和3年12月31日  |
| 工事概要 | 延長 L=1,166m<br>構造物撤去工 一式, 舗装工 A=5,422㎡, 区画線工 一式, 道路付属施設工 一式 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。                                |
| その他  | この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。                         |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 舗装工事業に係る建設業の許可   |
| 等級     | 舗装B又はC<br>ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。  |
| その他    | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお, 工事実績がない場合については, 70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合に</p> |

は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 提出期間 | 令和3年7月16日（金）～7月27日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課  |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年7月28日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年7月29日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年7月30日（金）午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第388号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 東遊園地再整備工事（その1）  |
| 工事場所 | 東遊園地（神戸市中央区加納町6丁目）                                      |
| 完成期限 | 令和4年3月31日   |
| 工事概要 | 敷地造成工，公園施設撤去工，小型擁壁工，給水設備工，雨水排水設備工，汚水排水設備工，電気設備工，園路広場整備工 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。                            |
| その他  | この入札は，簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し，開札後に入札参加資格の審査を行う。          |

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 造園工事業の建設業の許可<br>ただし，下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を必要とします。  |
| 等級     | 造園一般A<br>ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において，有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| その他    | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 |



|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |
|--|---|

3 総合評価に関する事項

|       |  |
|-------|--|
| 評価基準  | 評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。  |
| 評価の方法 | <p>評価は、標準点(100点)に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格(消費税相当額を除く。以下同じ。)で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 10,000,000 (小数点第4位切捨て)</p> |

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

|      |  |
|------|--|
| 提出期間 | <p>令和3年7月16日(金)～8月3日(火)</p> <p>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)</p> |
| 提出場所 | 契約監理課  |

## 7 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。 |

## 8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

## (1) 電子メールの場合

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月4日（水）午前9時～令和3年8月5日（木）午後3時                                 |
| 方 法 | 技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。<br>nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp |

## (2) 持参の場合

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時<br>第2日目 令和3年8月5日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時 |
| 場 所 | 郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号<br>契約監理課                                 |

## (3) 郵送の場合

|     |   |
|-----|---|
| 方 法 | 技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。            |
| 日 時 | 令和3年8月5日（木）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。 |
| あて先 | 契約監理課   |

## 9 開札予定日時及び方法

## (1) 入札価格の開札

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月6日（金）午前10時30分を予定  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

## (2) 評価値による開札

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 日 時 | 令和3年8月20日（金）午前10時30分を予定 |
|-----|-------------------------|

|     |  |
|-----|--|
| 方 法 | <p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p> |
|-----|--|

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第389号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5項の規定に基づき、神戸フィッシャリーナ施設運営等事業実施方針を定めましたので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 特定事業の選定に関する事項
- 2 事業者の募集及び選定に関する事項
- 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 4 公共施設の立地並びに規模及び構成等に関する事項

- 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
- 6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
- 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 8 その他

実施方針本文は、神戸市ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/kobefisharina.html>

---

#### 神戸市公告第390号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項の規定により、布引公園のハーブ園山頂駅周辺の区域について、令和3年7月19日（月）の閉園時間を午後8時30分とする。

令和3年7月19日

神戸市長 久元喜造

---

#### 神戸市公告391号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年7月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

| 利用権の設定を受ける者(乙) |              | 利用権の設定を受ける土地        |    |                     | 利用権の設定を行う者(甲)  |                      | 設定を受ける利用権 |                 |       |            |         |                                   |
|----------------|--------------|---------------------|----|---------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-------|------------|---------|-----------------------------------|
| 氏名             | 住所           | 所在及び地番              | 地目 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 氏名             | 住所                   | 種類        | 内容(土地の利用目的を含む。) | 始期    | 存続期間(終期)   | 借賃(年額)  | 借賃の支払の方法                          |
| 小池 潤           | 神戸市西区<br>榎谷町 | 神戸市西区平野町黒田字北畑618-1  | 田  | 2,470               | 小川 勝也          | 明石市上ノ丸               | 賃借権       | 水田として利用         | 本公告の日 | 令和4年3月31日  | 玄米74kg  | 令和3年12月20日までに借賃の全量を甲の住所へ持参する。     |
|                |              | 神戸市西区平野町黒田字北畑618-2  | 田  | 494                 |                |                      |           |                 |       |            | 玄米15kg  |                                   |
| 伊藤 昌恭          | 明石市松江        | 神戸市西区伊川谷町小寺字吉末125-2 | 田  | 1,066               | 金月 薫           | 神戸市西区伊川谷町            | 賃借権       | 水田として利用         | 本公告の日 | 令和4年3月31日  | 玄米30kg  | 令和3年12月20日までに借賃の全量を甲の住所へ持参する。     |
| 金月 繁範          | 神戸市西区伊川谷町    | 神戸市西区伊川谷町小寺字吉末135   | 田  | 3,077               | 金月 薫           | 神戸市西区伊川谷町            | 使用貸借による権利 | 水田として利用         | 本公告の日 | 令和4年3月31日  |         |                                   |
| 豊蔵 玄           | 神戸市北区小倉台     | 神戸市北区有野町二郎字越野233-3  | 田  | 991                 | 流元 芳弘<br>流元 照美 | 神戸市北区有野町<br>神戸市北区有野町 | 賃借権       | 施設園芸として利用       | 本公告の日 | 令和4年12月31日 | 80,000円 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 豊蔵 玄           | 神戸市北区小倉台     | 神戸市北区有野町二郎字神田335-1  | 田  | 596                 | 滑浦 武志          | 神戸市北区有野町             | 賃借権       | 施設園芸として利用       | 本公告の日 | 令和4年12月31日 | 40,000円 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 植田 齊           | 神戸市西区岩岡町     | 神戸市西区岩岡町岩岡字前場2371   | 田  | 708                 | 植田 早苗          | 神戸市西区岩岡町             | 使用貸借権     | 水田として利用         | 本公告の日 | 令和5年3月31日  |         |                                   |
| 植田 齊           | 神戸市西区岩岡町     | 神戸市西区岩岡町岩岡字前場2412-1 | 田  | 140                 | 植田 雅子          | 神戸市西区岩岡町             | 使用貸借権     | 水田として利用         | 本公告の日 | 令和5年3月31日  |         |                                   |
|                |              | 神戸市西区岩岡町岩岡字前場2412-2 | 田  | 753                 |                |                      |           |                 |       |            |         |                                   |

|       |              |                     |   |       |                     |                                |           |              |           |                 |         |  |
|-------|--------------|---------------------|---|-------|---------------------|--------------------------------|-----------|--------------|-----------|-----------------|---------|--|
| 小池 潤  | 神戸市西区<br>榎谷町 | 神戸市西区榎谷町榎木字小谷1100   | 田 | 3,451 | 後藤 さよ<br>子          | 神戸市西区<br>榎谷町                   | 賃借権       | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和6年<br>3月31日   | 玄米103kg | 毎年12月20<br>日までに当<br>該年度に係<br>る借賃の全<br>量を甲の住<br>所へ持参す<br>る。           |
|       |              | 神戸市西区榎谷町榎木字火燈1209-3 | 田 | 1,592 |                     |                                |           |              |           |                 | 玄米48kg  |  |
|       |              | 神戸市西区榎谷町谷口字古井721-1  | 田 | 1,062 |                     |                                |           |              |           |                 | 玄米32kg  |  |
| 柳澤 壽利 | 神戸市垂水区東垂水    | 神戸市西区榎谷町榎木字堂ノ前265-2 | 畑 | 1,421 | 木下 松彦<br>石野 英子      | 神戸市西区竹の台<br>神戸市西区春日台           | 賃借権       | 普通畑として<br>利用 | 本公告の<br>日 | 令和7年<br>3月31日   | 30,000円 | 毎年12月20<br>日までに当<br>該年度に係<br>る借賃の全<br>額を甲の住<br>所へ持参す<br>る。           |
| 植田 達士 | 神戸市北区<br>道場町 | 神戸市北区道場町塩田字山崎東3380  | 田 | 2,197 | 下尾 嘉代<br>子<br>下尾 幸生 | 神戸市北区<br>道場町                   | 賃借権       | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和7年<br>12月31日  | 15,379円 | 毎年12月20<br>日までに当<br>該年度に係<br>る借賃の全<br>額を甲の指<br>定する預金<br>口座へ振り<br>込む。 |
|       |              | 神戸市北区道場町塩田字山崎東3382  | 田 | 751   |                     |                                |           |              |           |                 | 5,257円  |  |
|       |              | 神戸市北区道場町塩田字北内垣内3394 | 田 | 2,149 |                     |                                |           |              |           |                 | 15,043円 |  |
| 森井 俊文 | 明石市西新町       | 神戸市西区神出町東字山ノ下2121   | 田 | 1,599 | 溝端 康浩               | 神戸市西区<br>神出町                   | 賃借権       | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和8年<br>3月31日   | 1,599円  | 毎年12月20<br>日までに当<br>該年度に係<br>る借賃の全<br>額を甲の住<br>所へ持参す<br>る。           |
| 森井 俊文 | 明石市西新町       | 神戸市西区神出町東字山ノ口1633   | 田 | 780   | 坊池 やよ<br>ひ          | 神戸市西区<br>神出町                   | 賃借権       | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和8年<br>3月31日   | 6,630円  | 毎年12月20<br>日までに当<br>該年度に係<br>る借賃の全<br>額を甲の指<br>定する預金<br>口座へ振り<br>込む。 |
| 森井 俊文 | 明石市西新町       | 神戸市神出町東字堀切1182-20   | 田 | 1,092 | 藤本 幸代               | 神戸市西区<br>神出町                   | 賃借権       | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和8年<br>3月31日   | 1,092円  | 毎年12月20<br>日までに当<br>該年度に係<br>る借賃の全<br>額を甲の住<br>所へ持参す<br>る。           |
|       |              | 神戸市神出町東字堀切1182-21   | 畑 | 432   |                     |                                |           |              |           |                 | 432円    |  |
|       |              | 神戸市神出町東字堀切1182-48   | 田 | 1,661 |                     |                                |           |              |           |                 | 1,661円  |  |
|       |              | 神戸市神出町東字堀切1182-49   | 田 | 531   |                     |                                |           |              |           |                 | 531円    |  |
|       |              | 神戸市神出町東字堀切1182-78   | 田 | 193   |                     |                                |           |              |           |                 | 193円    |  |
| 宮脇 二郎 | 神戸市北区淡河町     | 神戸市北区淡河町野瀬字奥台550    | 田 | 1,170 | 宮崎 公良               | 神戸市北区淡河町                       | 使用貸借による権利 | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和12年<br>12月31日 |         |  |
| 小池 潤  | 神戸市西区榎谷町     | 神戸市西区榎谷町福谷字助廣449-2  | 田 | 300   | 吉永 泰代               | 神戸市西区美賀多台                      | 使用貸借による権利 | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和13年<br>3月31日  |         |  |
| 森井 俊文 | 明石市西新町       | 神戸市西区神出町東字山ノ端746-1  | 田 | 345   | 藤井 貞子<br>村上 敦子      | 神戸市西区<br>神出町<br>神戸市西区<br>井吹台西町 | 使用貸借による権利 | 水田として<br>利用  | 本公告の<br>日 | 令和13年<br>3月31日  |         |  |

|  |                           |                                  |   |       |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
|--|---------------------------|----------------------------------|---|-------|--------------|--------------------------------|--------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------------------------|---------|--|
|  |                           |                                  |   |       | 藤井 直子        | 神戸市西区<br>神出町                   |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区岩<br>岡町野中神<br>出道下1379-<br>3 | 田 | 1,461 | 林 忠正<br>林 治子 | 神戸市垂水<br>区下畑町<br>神戸市垂水<br>区下畑町 | 賃借権<br>水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 | 12,146円        | 毎年度12月<br>中に乙の指<br>定する方法<br>で支払う。 |         |  |
|  |                           | 神戸市西区岩<br>岡町野中神<br>出道下1416       | 田 | 2,148 |              |                                |                    |               |                |                |                                   | 17,854円 |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1914        | 田 | 2,111 | 池澤 一人        | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>口1621        | 田 | 2,157 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1938        | 田 | 2,292 | 池澤 則夫        | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字二又<br>1874         | 田 | 2,142 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>尻1847        | 田 | 1,883 | 池澤 秀敏        | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字苜屋<br>谷1889        | 田 | 2,168 | 池澤 勝         | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1917        | 田 | 2,133 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字新内<br>1950         | 田 | 1,782 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>上2069        | 田 | 2,934 | 岡部 一博        | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>上2084        | 田 | 1,447 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1916        | 田 | 2,250 | 坂本 子         | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1918        | 田 | 2,103 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1926        | 田 | 2,672 | 辻本 小夜<br>子   | 神戸市西区<br>神出町                   | 使用貸<br>借によ<br>る権利  | 水田として<br>利用   | 令和3年<br>7月30日  | 令和13年<br>8月31日 |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1936        | 田 | 1,242 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字新内<br>1967         | 田 | 1,166 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字新内<br>1968         | 田 | 2,031 |              |                                |                    |               |                |                |                                   |         |  |
| 公益社団法人                                 | 神戸市中央                     | 神戸市西区神                           | 田 | 2,107 | 辻本 博         | 神戸市西区                          | 使用貸                | 水田として         | 令和3年           | 令和13年          |                                   |         |  |



|  |                           |                             |   |       |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
|--|---------------------------|-----------------------------|---|-------|------------|--------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|---------|-----------------------------------|--------|
| 人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗      | 区下山手通<br>5丁目7-18          | 出町東字南新<br>内1913             |   |       |            | 神出町          | 借による<br>権利        | 利用          | 7月30日         | 8月31日          |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字二又<br>1859    | 田 | 639   |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字二又<br>1863    | 田 | 827   |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字二又<br>1885    | 田 | 1,066 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>尻1827   | 田 | 2,540 | 濱口 万由<br>美 | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借による<br>権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>尻1828   | 田 | 1,909 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>澤1999   | 田 | 2,104 | 藤井 久司      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借による<br>権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>内2114   | 田 | 711   |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字柳原<br>2268    | 田 | 1,876 | 藤井 幹夫      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借による<br>権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字柳原<br>2411- 1 | 田 | 727   |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字柳原<br>2411- 2 | 田 | 56    |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>澤1996   | 田 | 1,199 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字越前<br>1796    | 田 | 1,212 | 藤井 宗一      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借による<br>権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>尻1823   | 田 | 2,291 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字大将<br>軍1712   | 田 | 523   | 藤本 恵美<br>子 | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借による<br>権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字大将<br>軍1713   | 田 | 1,320 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |        |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>内2112   | 田 | 1,430 | 藤本 きよ<br>子 | 神戸市西区<br>神出町 | 賃借権               | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 | 8,580円  | 毎年度12月<br>中に乙の指<br>定する方法<br>で支払う。 |        |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>下2155   | 田 | 270   |            |              |                   |             |               |                |         |                                   | 1,620円 |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>下2156   | 田 | 1,576 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   | 9,456円 |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長          | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字水田<br>1664    | 田 | 2,182 | 藤本 浩二      | 神戸市西区<br>神出町 | 賃借権               | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 | 13,092円 | 毎年度12月<br>中に乙の指<br>定する方法<br>で支払う。 |        |
|  |                           | 神戸市西区神                      | 田 | 999   |            |              |                   |             |               |                |         |                                   | 5,994円 |

|  |                           |                              |   |       |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
|--|---------------------------|------------------------------|---|-------|------------|--------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|---------|-----------------------------------|--|
| 新岡 史朗                                  |                           | 出町東字山ノ<br>端2197              |   |       |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>端2201    | 田 | 777   |            |              |                   |             |               |                | 4,662円  |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>尻1826    | 田 | 2,536 | 藤本 貞子      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>口1644    | 田 | 1,464 | 藤本 忠良      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字大将<br>軍1736    | 田 | 1,486 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>口1650    | 田 | 1,702 | 藤本 保       | 神戸市西区<br>狩場台 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字歳ノ<br>神1558    | 田 | 2,162 | 藤本 信義      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字歳ノ<br>神1559    | 田 | 2,180 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字歳ノ<br>神1575    | 田 | 1,652 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字堂ノ<br>本1588- 1 | 田 | 1,428 | 藤本 正弘      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字歳ノ<br>神20- 1   | 田 | 1,314 | 藤本 正也      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字苜屋<br>谷454- 1  | 田 | 1,172 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字苜屋<br>谷1896    | 田 | 2,272 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町南字苜屋<br>谷433- 1  | 田 | 2,116 | 逸見 都誉<br>幾 | 神戸市須磨<br>区車  | 賃借権               | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 | 12,696円 | 毎年度12月<br>中に乙の指<br>定する方法<br>で支払う。 |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町南字苜屋<br>谷433- 2  | 田 | 2,119 |            |              |                   |             |               |                | 12,714円 |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町南字苜屋<br>谷433- 3  | 田 | 2,085 |            |              |                   |             |               |                | 12,510円 |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町南字苜屋<br>谷435- 4  | 田 | 3,724 |            |              |                   |             |               |                | 22,344円 |                                   |  |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構                 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字山ノ<br>端2199    | 田 | 739   | 溝端 武彦      | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |  |
|  |                           | 神戸市西区神                       | 田 | 2,132 |            |              |                   |             |               |                |         |                                   |  |

|  |                           |                             |   |       |       |              |                   |             |               |                |         |                                   |
|--|---------------------------|-----------------------------|---|-------|-------|--------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|---------|-----------------------------------|
| 理事長<br>新岡 史朗                           |                           | 出町東字堂ノ<br>本1605             |   |       |       |              |                   |             |               |                |         |                                   |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字苜屋<br>谷1907   | 田 | 2,869 | 溝端 俊彦 | 神戸市西区<br>神出町 | 賃借権               | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 | 17,214円 | 毎年度12月<br>中に乙の指<br>定する方法<br>で支払う。 |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字南新<br>内1937   | 田 | 1,060 |       |              |                   |             |               |                | 6,360円  |                                   |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町南字南添<br>443-3   | 田 | 820   |       |              |                   |             |               |                | 4,920円  |                                   |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>澤1991   | 田 | 2,150 | 溝端 幸雄 | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>澤1992   | 田 | 2,141 | 藤本 昭博 | 神戸市西区<br>神出町 | 使用貸<br>借によ<br>る権利 | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 |         |                                   |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字池ノ<br>上2085   | 田 | 1,512 |       |              |                   |             |               |                |         |                                   |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町東字堀切<br>1182-23 | 田 | 1,102 |       |              |                   |             |               |                |         |                                   |
| 公益社団法人<br>ひょうご農<br>林機構<br>理事長<br>新岡 史朗 | 神戸市中央<br>区下山手通<br>5丁目7-18 | 神戸市西区神<br>出町古神字前<br>田604-1  | 田 | 1,338 | 竹中 泰之 | 神戸市西区<br>神出町 | 賃借権               | 水田として<br>利用 | 令和3年<br>7月30日 | 令和13年<br>8月31日 | 8,028円  | 毎年度12月<br>中に乙の指<br>定する方法<br>で支払う。 |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町古神字浄<br>念623    | 田 | 2,187 |       |              |                   |             |               |                | 13,122円 |                                   |
|  |                           | 神戸市西区神<br>出町古神字中<br>垣内661-1 | 田 | 1,302 |       |              |                   |             |               |                | 7,812円  |                                   |

神戸市公告第392号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年7月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、  
存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存

している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するため

に要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

(解除条件付)

| 利用権の設定を受ける者(乙)         |                 | 利用権の設定を受ける土地          |    |                     | 利用権の設定を行う者(甲) |          | 設定を受ける利用権 |                 |       |           |         |                                    |
|------------------------|-----------------|-----------------------|----|---------------------|---------------|----------|-----------|-----------------|-------|-----------|---------|------------------------------------|
| 氏名                     | 住所              | 所在及び地番                | 地目 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 氏名            | 住所       | 種類        | 内容(土地の利用目的を含む。) | 始期    | 存続期間(終期)  | 借賃(年額)  | 借賃の支払の方法                           |
| 株式会社ナチュラリズム 代表取締役 大皿一寿 | 神戸市西区二ツ屋1丁目16-2 | 神戸市西区玉津町二ツ屋字八幡田 289-1 | 田  | 531                 | 影山 隆子         | 神戸市西区二ツ屋 | 賃借権       | 水田として利用         | 本公告の日 | 令和6年3月31日 | 5,300円  | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
|                        |                 | 神戸市西区玉津町二ツ屋字松ノ内 345-1 | 田  | 1,324               |               |          |           |                 |       |           | 13,000円 |                                    |

神戸市公告第393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年7月20日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年7月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン名谷店

神戸市垂水区名谷町字向井畑3490番 他

2 変更した事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

| 位 置 |      | 収 容 台 数 |
|-----|------|---------|
| 駐輪場 | 建物西側 | 235台    |
| 合 計 |      | 235台    |

(変更後)

| 位 置  |      | 出入口の数 |
|------|------|-------|
| 駐輪場① | 建物西側 | 87台   |
| 駐輪場② | 建物北側 | 148台  |
| 合 計  |      | 235台  |

## 3 変更する年月日

令和3年6月29日

## 4 変更する理由

地上駐車場のレイアウトを変更するため。

## 5 届出年月日

令和3年6月28日

## 6 縦覧期間

令和3年7月20日から令和3年11月19日まで

## 7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 神戸市公告第397号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

|       |  |
|-------|--|
| 工 事 名 | 駒ヶ林自治会館解体撤去工事  |
| 工事場所  | 神戸市長田区南駒栄町1-75   |
| 完成期限  | 令和3年11月19日   |
| 工事概要  | RC造+木造 2階建, 延床面積 484㎡ 自治会館解体撤去工事<br>上記に伴う家具・設備機器・配管配線撤去, 外構撤去・整地一式 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。                                       |
| そ の 他 | この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。                                 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 解体工事業に係る建設業の許可   |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。   |
| その他    | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | <p>令和3年7月21日（水）～ 7月30日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～</p> |
|------|---|



|      |       |
|------|-------|
|      | 午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月2日(月) 午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月3日(火) 午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月4日(水) 午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第398号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元 喜造

## 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | ① 星陵台舞子坂線街路築造工事（その5）<br>② 星陵台舞子坂線街路築造工事に伴う污水管移設工事（その2）＜合併入札＞  |
| 工事場所 | ① 神戸市垂水区星陵台4丁目他<br>② 神戸市垂水区星陵台3丁目他  |
| 完成期限 | ① 令和4年3月31日 但し予算繰越決議の上は令和4年12月31日<br>② 令和4年3月31日 但し予算繰越の上は令和4年12月31日  |
| 工事概要 | ① 道路土工（掘削計）800m <sup>3</sup> 舗装工 計1,870m <sup>2</sup> 排水構造物工一式 路側工12m 照明工12基 区画線工一式 防護柵工一式 構造物撤去工一式<br>② 管きょ工（開削）K 1 φ200mm L=159.96m 取付管及び柵工一式 付帯工一式 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。  |
| その他  | 神戸市水道公告第33号と合併入札とする。<br>この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。  |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 形態                    | 単独企業  |
| 建設業の許可                | 土木工事業に係る建設業の許可<br>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。  |
| 等級                    | 土木A又はB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 土木一般の総合点数が1,080点以上<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。   |
| その他                   | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 |

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～8月6日（金）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月18日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月19日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 日 時 | 令和3年8月20日（金）午前10時30分              |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行 |

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

ウ 再入札の場合

「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第399号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 工事名  | 上筒井小学校こどもひろば整備工事                  |
| 工事場所 | 神戸市中央区野崎通1丁目1                     |
| 完成期限 | 令和4年3月31日                         |
| 工事概要 | 学童保育コーナー新築、スロープ設置                 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。      |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可<br>下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。  |
| 等級     | 建築一般A又はB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。  |
| その他    | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |                      |
|------|----------------------|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～8月6日（金） |
|------|----------------------|

|      |   |
|------|---|
|      | ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

## 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月18日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月19日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

## 7 開札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年8月20日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第400号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 番町住宅38・39号棟外壁改修他工事  |
| 工事場所 | 神戸市長田区四番町4丁目56他   |
| 完成期限 | 令和4年3月25日   |
| 工事概要 | 平成7年度建設 SRC造1 4階建て 共同住宅2棟 (178戸), 児童館, 文化会館<br>延べ面積 12,112㎡<br>外壁改修, 屋上防水改修, 屋外塗装改修 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。  |
| その他  | この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。  |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 形態                    | 単独企業  |
| 建設業の許可                | 建築工事業に係る建設業の許可<br>下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には, 特定建設業の許可を必要とします。  |
| 等級                    | 建築一般A又はB<br>ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。  |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 建築一般の総合点数が1,030点以上<br>ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。  |
| その他                   | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。<br>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工 |

中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～8月6日（金）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月18日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月19日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

### 7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月20日（金）午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 |



|  |             |          |
|--|-------------|----------|
|  | イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |
|  | ウ 再入札の場合    | 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第401号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 工事名  | 大田東住宅外壁改修他工事                       |
| 工事場所 | 神戸市須磨区大田町1丁目                       |
| 完成期限 | 令和4年1月31日                          |
| 工事概要 | 外壁改修, 防水改修, 塗装改修, 屋外附帯物改修, 電気設備工事他 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。       |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。  |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |                |
|--------|----------------|
| 形態     | 単独企業           |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可 |

|     |  |
|-----|--|
| 等級  | <p>建築一般B又はC</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>   |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | <p>令和3年7月21日（水）～7月30日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> |
| 提出場所 | 契約監理課   |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月2日(月) 午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月3日(火) 午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月4日(水) 午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第402号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 工事名  | 御菅第三住宅外壁改修他工事                      |
| 工事場所 | 神戸市長田区御蔵通5丁目                       |
| 完成期限 | 令和4年3月25日                          |
| 工事概要 | 外壁改修, 防水改修, 塗装改修及び屋外付帯改修工事一式       |
| 前払金  | 請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。       |
| その他  | この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 形態                    | 単独企業   |
| 建設業の許可                | 建築工事業に係る建設業の許可<br>下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には, 特定建設業の許可を必要とします。   |
| 等級                    | 建築一般B又はC<br>ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 建築一般の総合点数が900点以上<br>ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。   |
| その他                   | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。<br>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。<br>・なお, 工事実績がない場合については, 70点未満とみなす。<br>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した |

工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月21日(水)~8月6日(金)<br>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く, 電子入札システムの稼働時間内(午前9時~午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課  |

6 入札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月18日(水) 午前9時~午後8時<br>第2日目 令和3年8月19日(木) 午前9時~午後3時  |
| 方 法 | 電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月20日(金) 午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。  
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第403号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

|      |  |
|------|--|
| 工事名  | 灘里119号線他災害復旧工事                                 |
| 工事場所 | 神戸市灘区六甲山町西谷山他                                  |
| 完成期限 | 令和3年12月10日                                     |
| 工事概要 | 灘里119号線・有野村旧県道2号線・(主)明石神戸宝塚線(カーブNo.58近傍)省力化かご工 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。                   |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。              |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可  |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。  |
| その他    | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |
|--|---|

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | <p>令和3年7月21日(水)～7月30日(金)</p> <p>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)</p> |
| 提出場所 | 契約監理課   |

6 入札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | <p>第1日目 令和3年8月2日(月) 午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年8月3日(火) 午前9時～午後3時</p>   |
| 方 法 | <p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p> |

7 開札の日時及び方法

|     |   |          |
|-----|---|----------|
| 日 時 | 令和3年8月4日（水）午前10時30分                                       |          |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 |          |
|     | ア 落札候補者がある場合  | 「保留通知書」  |
|     | イ 入札を打ち切る場合   | 「取止め通知書」 |
|     | ウ 再入札の場合  | 「再入札通知書」 |

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第404号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 工 事 名 | 有野六甲線道路防災対策工事（18工区）               |
| 工事場所  | 神戸市灘区六甲山町北六甲                      |
| 完成期限  | 令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年9月30日  |
| 工事概要  | 法枠工，吹付工，高強度ネット工，ポケット式落石防護網工       |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。      |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格



(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可<br>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。   |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。   |
| その他    | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |                      |
|------|----------------------|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～8月6日（金） |
|------|----------------------|

|      |   |
|------|---|
|      | ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

## 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月18日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月19日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

## 7 開札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年8月20日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第405号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 垂水処理場 本場生汚泥ポンプ他機械設備工事   |
| 工事場所 | 神戸市垂水区平磯1丁目1-65 垂水処理場内  |
| 完成期限 | 令和4年3月22日   |
| 工事概要 | 本工事は、垂水処理場内の本場1,2系生汚泥ポンプ設備の改築更新を行うものである。<br>本場生汚泥ポンプ他機械設備工・・・一式 |
| 前払金  | 請負金額の4割以上（中間前払金は2割以内）の額を支払う。                                    |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。                               |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可<br>下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。   |
| その他    | <p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札し、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> |

※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～8月3日（火）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）<br>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。<br>※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時 |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

### 7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月6日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第406号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 工 事 名 | 駒ヶ林中学校プール整備電気設備工事                 |
| 工事場所  | 神戸市長田区若松町7-1-23                   |
| 完成期限  | 令和4年3月18日                         |
| 工事概要  | 駒ヶ林中学校プール整備に伴う電気設備工事 一式           |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。      |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 電気工事業に係る建設業の許可  |
| 等級     | 電気一般B又はC<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| その他    | (1) 神戸市内に本店を有すること。<br>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、場合、次の要件を満たしていること。 |

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月21日(水)～7月30日(金)<br>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月2日(月) 午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月3日(火) 午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |          |
|-----|---|----------|
| 日 時 | 令和3年8月4日（水）午前10時30分                                       |          |
| 方 法 | 開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 |          |
|     | ア 落札候補者がある場合  | 「保留通知書」  |
|     | イ 入札を打ち切る場合   | 「取止め通知書」 |
|     | ウ 再入札の場合  | 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第407号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので，同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により，次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る物品等の名称  
消防ヘリコプターエンジン購入
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

- 4 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年7月2日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本エアロスペース株式会社  
代表取締役 蔵前 浩  
東京都港区南青山一丁目1番1号
- 6 随意契約に係る契約金額  
310,706,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由  
既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

#### 神戸市公告第408号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る物品等の名称  
消防ヘリコプターメイン・トランスミッション購入
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年6月28日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所  
川崎重工業株式会社  
関西支社 支社長 河合 宗一  
大阪府大阪市北区曾根崎二丁目12番7号
- 6 随意契約に係る契約金額  
91,963,520円



## 7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

## 8 随意契約による理由

既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

### 神戸市公告第409号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

東部市場日常・定期清掃業務

### (2) 数量

一式

### (3) 履行場所

神戸市東灘区深江浜1番地の1

### (4) 履行期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日

### (5) 業務の概要

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

## 2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手

続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 過去5年以内に契約金額が2,000万円以上の建物の清掃を実施した実績があること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の区分に従い、この契約を履行することとなる営業所、支店又は本店が同条の登録を受けていること。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年8月16日（月）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年8月16日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年8月17日（火）まで

電子入札システムの稼動時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

## (2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年8月18日（水）まで（本市の休日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

## 8 入札書の提出期間及び提出方法等

## (1) 電子入札による場合

## ア 提出期間

第1日目 令和3年9月16日（木） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年9月17日（金） 午前9時から午前10時まで

## イ 提出方法

入札説明書による。

## (2) 紙入札による場合

## ア 提出期限

令和3年9月17日（金）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年9月16日（木）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

## イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

## ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

## 9 開札の日時等

## (1) 開札日時

令和3年9月17日（金）午前10時30分から

## (2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

## (3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

## 10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者の価格によっては、「低入札価格調査手続要綱」（平成30年3月19日行財政局長決定）に基づき、他の入札者を落札者とすることがあります。

## 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

## 15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年8月18日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

## 16 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Cleaning Service of East Market.
- (2) Quantity : Set.
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. August 18, 2021.

- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. September 17, 2021.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
- 

#### 神戸市公告第410号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の名称  
令和3年度 小型タンク車(1台)
  - 2 数量  
1台
  - 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
  - 4 落札者を決定した日  
令和3年6月15日
  - 5 落札者の氏名及び住所  
株式会社モリタ 関西支店  
支店長 土居 典生  
兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
  - 6 落札金額  
31,500,000円
  - 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
  - 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年4月21日
- 

#### 神戸市公告第411号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条

及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の名称  
普通四輪貨物車キャブ付きシャーシ A
- 2 数量  
12台
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
令和3年6月29日
- 5 落札者の氏名及び住所  
神戸日野自動車株式会社  
代表取締役 馬場 寿夫  
兵庫県神戸市東灘区向洋町西5-11
- 6 落札金額  
61,800,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年5月12日

#### 神戸市公告第412号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の名称  
普通四輪貨物車キャブ付きシャーシ B
- 2 数量  
11台
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年6月29日

5 落札者の氏名及び住所

兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所

特販営業所長 白根 浩司

兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1-1

6 落札金額

56,760,000円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年5月12日

---

**神戸市公告第415号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年8月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区山手8丁目579番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神4丁目4番1号

株式会社オリエンタル・ホーム

代表取締役 築地 重彦

3 許可番号

令和2年9月15日 第7064号

変更許可番号

令和3年6月17日 第1455号

---

**神戸市公告第416号**

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年8月3日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 設置する都市公園

## (1) 名称, 位置及び区域

| 名 称    | 位 置       | 区 域                    | 備考 |
|--------|-----------|------------------------|----|
| 吉田町東公園 | 兵庫区吉田町1丁目 | 神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり |    |
| 吉田町中公園 | 兵庫区吉田町1丁目 |                        |    |
| 浜中町西公園 | 兵庫区浜中町2丁目 |                        |    |

## (2) 供用開始の年月日

令和3年8月3日

## 神戸市公告第417号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、神戸市立王子動物園及び王子公園駐車場を令和3年8月11日（水）に供用する。

令和3年8月3日

神戸市長 久 元 喜 造

## 神戸市公告第418号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年8月3日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町今津字淵ヶ上161番14, 162番3, 163番1, 163番4, 164番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区玉津町高津橋636番地の1

株式会社 青幸

代表取締役 松本 和幸

## 3 許可番号

令和3年3月29日 第8001号

## 神戸市公告第419号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年8月3日



神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区平野町堅田字向井新田1103番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市西区平野町堅田1107番地  
小池 郁弥
- 3 許可番号  
令和3年3月10日 第7102号

### 神戸市公告第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年8月3日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年8月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターコーナン名谷店  
神戸市垂水区名谷町字向井畑3490番 他
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称     | 住 所                | 法人にあっては代表者の氏名  |
|------------|--------------------|----------------|
| コーナン商事株式会社 | 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1 | 代表取締役<br>疋田 耕造 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------|-----|---------------|
|--------|-----|---------------|

|            |                    |                 |
|------------|--------------------|-----------------|
| コーナン商事株式会社 | 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1 | 代表取締役<br>疋田 直太郎 |
|------------|--------------------|-----------------|

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称          | 住 所              | 法人にあっては<br>代表者の氏名 |
|-----------------|------------------|-------------------|
| コーナン商事株式会社      | 堺市西区鳳東町4丁401番地1  | 代表取締役<br>疋田 耕造    |
| 株式会社関西スーパーマーケット | 兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号 | 代表取締役<br>井上 保     |

(変更後)

| 氏名又は名称          | 住 所              | 法人にあっては<br>代表者の氏名 |
|-----------------|------------------|-------------------|
| コーナン商事株式会社      | 堺市西区鳳東町4丁401番地1  | 代表取締役<br>疋田 直太郎   |
| 株式会社関西スーパーマーケット | 兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号 | 代表取締役<br>福谷 耕治    |

3 変更の年月日

2(1)については、平成25年11月13日

2(2)については、コーナン商事株式会社は平成25年11月13日、株式会社関西スーパーマーケットは平成26年10月1日。

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、代表者変更のため。

5 届出年月日

令和3年6月14日

6 縦覧期間

令和3年8月3日から令和3年12月2日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

**神戸市公告第421号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年8月3日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年8月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルッカ名谷

神戸市須磨区中落合3丁目16番1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称       | 住 所               | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|---------------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 | 代表取締役<br>白石 正 |

(変更後)

| 氏名又は名称        | 住 所               | 法人にあっては代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|----------------|
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 | 代表取締役<br>柳井 隆博 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称       | 住 所                | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|--------------------|---------------|
| 株式会社AOKI     | 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 代表取締役<br>清水 彰 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都豊島区東池袋3丁目1番1    | 代表取締役         |

|          |                  |                |
|----------|------------------|----------------|
|          |                  | 中山 勇           |
| 株式会社エクセル | 兵庫県西脇市日野町165番5   | 代表取締役<br>門脇 吉弘 |
| 株式会社テイツー | 東京都品川区西五反田7丁目1番1 | 代表取締役<br>寺田 勝宏 |
| その他未定2店舗 |                  |                |

(変更後)

| 氏名又は名称       | 住 所                 | 法人にあつては<br>代表者の氏名 |
|--------------|---------------------|-------------------|
| 株式会社AOKI     | 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号  | 代表取締役<br>青木 彰宏    |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都豊島区東池袋3丁目1番1     | 代表取締役<br>細見 研介    |
| 株式会社エクセル     | 兵庫県西脇市日野町165番5      | 代表取締役<br>門脇 吉弘    |
| 株式会社エブリ      | 兵庫県垂水区霞ヶ丘7丁目31-402号 | 代表取締役<br>稲垣 千穂    |
| その他未定2店舗     |                     |                   |

## 3 変更の年月日

2(1)については、令和3年4月1日

2(2)については、

| 氏名又は名称       | 変更の年月日     |
|--------------|------------|
| 株式会社テイツー     | 平成29年9月30日 |
| 株式会社AOKI     | 令和2年6月25日  |
| 株式会社ファミリーマート | 令和3年3月1日   |
| 株式会社エブリ      | 平成31年4月1日  |

## 4 変更する理由

2(1)については、大規模小売店舗設置者の商号変更及び代表者変更のため。

2(2)については、出退店及び代表者変更のため。

## 5 届出年月日

令和3年6月24日

## 6 縦覧期間

令和3年8月3日から令和3年12月2日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

水 道 局

神戸市水道公告第31号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

1 入札に付する事項

|       |  |
|-------|--|
| 工 事 名 | 西舞子中層連絡管整備工事その2  |
| 工事場所  | 神戸市西区伊川谷町長坂  |
| 完成期限  | 本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。<br>全体工期：令和4年3月31日 但し予算繰越の上は令和4年7月29日<br>(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで) |
| 工事概要  | 布設延長：φ150-42.0m、φ400-793.6m（開削部）、φ400-69.0m（PIP部）<br>小口径泥水推進工：φ600-65.4m   |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。   |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。  |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可<br>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上 |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
|                               | になる場合は、特定建設業許可を要します。   |
| 等級                            | 土木AまたはB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| 令和2・3年度<br>神戸市競争入札<br>参加資格の点数 | 土木一般の総合点数が1,080点以上<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。  |
| その他                           | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |                      |
|------|----------------------|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～8月3日（火） |
|------|----------------------|

|      |   |
|------|---|
|      | ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月4日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月5日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月6日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市水道公告第32号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

## 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 王子弓道場他水質自動監視装置更新工事  |
| 工事場所 | 神戸市灘区青谷町1丁目1番1号他  |
| 完成期限 | 令和4年3月18日   |
| 工事概要 | 本工事は、各所に設置されている水質自動監視装置の更新を行うものである。<br>なお、水質監視装置盤は自社製作品に限る。 |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。                                |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。                           |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |   |
|--------|---|
| 形態     | 単独企業  |
| 建設業の許可 | 電気工事業に係る建設業の許可<br>下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。  |
| 施工実績   | 上下水道施設において、水質自動監視装置の新規設置または更新する工事を、元請として平成18年度以降に完成させた施工実績があること。<br>ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。<br>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。   |
| その他    | (1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。<br>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 |



・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。  
 ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月16日（金）～7月30日（金）<br>紙書類の提出は、神戸市の休日を守る条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時<br>（郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月2日（月）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月3日（火）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年8月4日（水）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がいる場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

### (1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市水道公告第33号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

### 1 入札に付する事項

|      |  |        |
|------|--|--------|
| 工事名  | 垂水（星陵台3丁目）配水管取替工事その2   | <合併入札> |
| 工事場所 | 神戸市垂水区星陵台3丁目   |        |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 但し予算繰越の上は令和4年12月31日  |        |
| 工事概要 | 布設延長：φ75(給)-2.2m, φ100-14.7m, φ150-106.7m, φ300-152.2m<br>撤去延長：φ75(給)-9.2m, φ100-28.4m, φ150-101.7m, φ300-129.8m |        |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。   |        |
| その他  | 神戸市公告第398号と合併入札とする。<br>この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。   |        |

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可<br>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上 |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | になる場合は、特定建設業許可を要します。   |
| 等級                    | 土木AまたはB<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。   |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 土木一般の総合点数が1,080点以上<br>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。  |
| その他                   | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

|      |                      |
|------|----------------------|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～8月6日（金） |
|------|----------------------|

|      |   |
|------|---|
|      | ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課   |

## 6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年8月18日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月19日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

## 7 開札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年8月20日（金）午前10時30分   |
| 方 法 | 開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」<br>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

## 8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市水道公告第34号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月21日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

## 1 入札に付する事項

|      |   |
|------|---|
| 工事名  | 西（福地橋）水管橋鋼管工事   |
| 工事場所 | 神戸市西区平野町印路  |
| 完成期限 | 本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。<br>全体工期：令和4年2月28日<br>（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで） |
| 工事概要 | 鋼管管体制作および現場架設工事   |
| 前払金  | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。  |
| その他  | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。   |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 鋼構造物工事業の建設業の許可   |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「鋼構造物」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。   |
| その他    | (1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。<br>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。<br>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。<br>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。<br>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調 |

査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年7月21日（水）～7月30日（金）<br>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課  |

### 6 入札の日時及び方法

|    |  |
|----|--|
| 日時 | 第1日目 令和3年8月2日（月）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年8月3日（火）午前9時～午後3時   |
| 方法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

### 7 開札の日時及び方法

|    |   |
|----|---|
| 日時 | 令和3年8月4日（水）午前10時30分                                       |
| 方法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 |

|              |          |
|--------------|----------|
| ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」  |
| イ 入札を打ち切る場合  | 「取止め通知書」 |
| ウ 再入札の場合     | 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第22号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 工 事 名 | 護摩谷東側法面防災工事                           |
| 工事場所  | 神戸市須磨区妙法寺字東丈フ谷                        |
| 完成期限  | 令和3年12月28日                            |
| 工事概要  | 吹付砕工 L = 317.9m, ラス張工 294㎡, 鉄筋挿入工 99本 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。          |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。     |

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

|        |  |
|--------|--|
| 形態     | 単独企業   |
| 建設業の許可 | 土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可   |
| 登録業種   | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。   |
| その他    | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | <p>令和3年7月16日(金)～7月27日(火)</p> <p>神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、電子入札システムの</p> |
|------|---|



|      |                  |
|------|------------------|
|      | 稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課            |

6 入札の日時及び方法

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年7月28日（水）午前9時～午後8時<br>第2日目 令和3年7月29日（木）午前9時～午後3時   |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年7月30日（金）午前10時30分  |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。<br>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」<br>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

|  |   |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市交通公告第23号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167

条の6及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月16日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

### 1 入札に付する事項

交通局所管物件（緑が丘回転地跡）の売払い  
（土地）

| 所在地                  | 地目  | 用途地域        | 面積 (㎡)   |
|----------------------|-----|-------------|----------|
| 神戸市垂水区小東山2丁目1902番141 | 雑種地 | 第1種低層住居専用地域 | 2842.00㎡ |

（予定価格）54,700,000円

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市交通局が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
  - オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 神戸市から直接に、又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者
  - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）

### 3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル（郵便番号652-0855）

神戸市交通局営業推進課（電話番号078-984-0131）

（以下「営業推進課」という。）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年7月16日（金）から7月30日（金）まで（土曜、日曜、休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

営業推進課

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

令和3年7月16日（金）から7月30日（金）まで（土曜、日曜、休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

営業推進課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期限内に申込みをした者に限ります。

6 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の日時

令和3年8月19日（木）から8月23日（月）まで（土曜、日曜、休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札の場所

営業推進課

(3) 入札の方法

営業推進課が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和3年8月24日（火）午後1時30分より

(2) 開札の場所

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル 1階  
神戸市交通局 中会議室

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、5,000,000円とします。

(2) 入札に参加する者は、事前に営業推進課が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札参加申込書兼誓約書もしくは入札保証金提出書の提出がないとき。

- (3) 最低売却価格（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 入札書に記名及び実印（委任する場合は委任状で届け出た受任者印）の押印がないとき。
- (6) 入札書の金額の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (8) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (10) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (11) 交通局から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (13) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

- (1) 本件契約の詳細については、実施要領で確認してください。

- (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規程第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

- (3) 契約締結の手續

契約の締結は、令和3年8月31日（火）までに行います。

- (4) 入札の実施要領の概要は、神戸市交通局ホームページで見ることができます。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/kurashi/access/kotsukyoku/index.html>)

## 監 査 委 員

### 神戸市監査委員告示第1号

包括外部監査人森山 恭太の補助者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人森山 恭太の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示する。

令和3年7月16日

|         |         |
|---------|---------|
| 神戸市監査委員 | 細 川 明 子 |
| 同       | 藤 原 武 光 |
| 同       | 山 本 嘉 彦 |
| 同       | 山 口 由 美 |

| 監査の事務を補助する者の氏名 | 監査の事務を補助する者の住所 | 監査の事務を補助できる期間  |
|----------------|----------------|----------------|
| 青戸 祥倫          | 西宮市前浜町2番8-106号 | 令和3年7月16日（金）から |

|       |                       |                                  |
|-------|-----------------------|----------------------------------|
|       |                       | 令和4年3月31日(木)まで                   |
| 安達 誠二 | 神戸市中央区加納町2丁目9番24-605号 | 令和3年7月16日(金)から<br>令和4年3月31日(木)まで |
| 池田 学  | 大阪市西淀川区姫里3丁目11番30号    | 令和3年7月16日(金)から<br>令和4年3月31日(木)まで |
| 大谷 泰史 | 神戸市須磨区大手町2丁目5番3号      | 令和3年7月16日(金)から<br>令和4年3月31日(木)まで |
| 湯本 規子 | 宝塚市山手台西2丁目3番4号        | 令和3年7月16日(金)から<br>令和4年3月31日(木)まで |
| 村上 公一 | 神戸市垂水区五色山1丁目1番45-415号 | 令和3年7月16日(金)から<br>令和4年3月31日(木)まで |